

発言者	対象施設	質問
榎本議員	全体	<p>【反対討論】</p> <p>公共施設等総合管理計画は、一部の個別計画しか策定されていない。各公共施設について、需要と運営状況も分析しておらず、課題と管理方針、優先度の設定、更新、改修費用の積算も示されていない。極めて不十分な計画である。今後の管理計画がしっかり策定されていない状況で、公共施設の使用料を改定すべきではない。また、減免処置をする団体などの意見を意見や要望を聞き、条例改正に至った計画の背景などを丁寧に説明することを申し添えて、反対。</p>
福井議員	全体	<p>【反対討論】</p> <p>今後の公共施設の利用を考える上で、利用者への負担を公平に行い、施設の維持、活用を行っていく必要は十分に考慮するところがある、以下の2点の理由により反対。</p> <p>1点目は、使用料を変更する上での減免措置の明確な基準がないこと。使用料の変更を行うにもかかわらず、施設使用料に係る減免措置の提案がなされていない。減免制度は、使用料の全部または一部を政策的に免除しているもの。使用料の基準を定めると同時に、市として施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するため、統一した基準を示す必要がある。</p> <p>2点目は、利用者、団体、事業者への説明が出来ているところと、出来てないところがあり、市民が納得していない。前回の改正においても、市民への説明がされていないことで、私は反対した。今回は、広報や、個別の施設に関して、説明を行っているが、説明していない施設があり、利用者が困惑している。また、常任委員会後に、公共施設の利用に関して減免措置等の説明が不十分だったため、利用する市民が納得出来ていない。一つ目の理由にも含まれる、統一的な基準がないこと、また、市役所全体で使用料を上げるためにも、組織運営が出来てないことは、今後の公共施設の運営維持、そして使用料の改正にも支障を来す。</p>
岩下議員	全体	<p>【反対討論】</p> <p>議案13号を含む22議案の条例改正で、公共施設使用料設定に係る基本方針に記載されている3本柱の1番目の受益者負担の原則の中に、施設を利用する人とししない人の負担の公平性の観点とあるが、公共施設とは、そもそも市民の税金でつくられた施設であり、施設を使う人と使わない人の負担の公平性を考えるという考え方は、市民の権利と、これを保護すべき行政との関係性を、一般の市場の原理と同様の関係に置き換えようとするものであり、市民の所得格差も考慮しないもの。負担できる人だけが施設や制度、施策のサービスを受けることができ、負担出来ない人は利用出来ないという、格差社会の押しつけ。自治体のあるべき姿からかけ離れたものになると考え、反対。</p>
豆田議員	公民館	<p>【反対討論】</p> <p>今回の条例改正22件については、次世代に向けて公共施設を維持していくための見直し。それについては賛成だが、公民館条例改正については、2点について問われている。1点目は、宮司公民館の廃止。2点目は、公民館の使用料の改正。</p> <p>1点目の宮司公民館の廃止については、地域の方との協議も進んでいるとの説明があり、反対するものではない。</p> <p>2点目の公民館の使用料改正については反対。今回、午前午後夜間、また、平日土日祝日の料金設定としている。また、1時間単位当たりの単価も違っている。この設定は、この施設が商業施設であれば、需要と供給とのバランスで説明がつく。しかし、市民が利用する場合は不利益が大きいと判断。また、この施設は市民の生涯学習の場所でもある。市民の生涯学習の機会を損なうことにならないか危惧する。</p>

発言者	対象施設	質問
中村晶代議員	公民館	<p>【賛成討論】</p> <p>さきの議員（豆田議員）が指摘したが、全国的には朝昼晩の料金設定となっている。このことから、この改正には一定の評価をしている。ただ内容は、使用料の値上げが多く見られる。施設を利用している団体には、会費収入のみで活動している団体もあり、負担が増えることが予想されますので、各団体や指導者に対して、理解が得られるよう、丁寧な説明を行っていただきたい。</p> <p>また、この条例には宮司公民館の廃止が含まれる。隣に隣接しているホールに関しては、地域住民から存続の声がないわけではないが、老朽化などのため安全性や維持管理には多額の費用がかかる。</p> <p>また、この地域には、新たな自治会公民館の建設計画案も進んでおり、これは、宮司地域全体で使用できるように考えられていると聞いている。今後の地域住民の利便性や安全性を考える上からも、現状の宮司公民館の廃止はやむを得ないと考える。以上のことから、本条例の改正について賛成。</p>
豆田議員	複合文化センター	<p>【反対討論】</p> <p>先ほどの公民館条例と同じように、午前午後夜間、平日土日祝日の料金設定となっている。やはり、商業施設であれば、需要と供給のバランスで説明がつく。しかし、市民が利用する場合はこの料金設定は不利益が大きいと考える。また、福津市文化センターは、市民の文化への参加を促す施設でもある。市民の文化的活動の機会を損なうことにならないかと危惧する。</p>
石田議員	学校開放	<p>【反対討論】</p> <p>今回上程された条例改定のうち、公共施設使用料に関わる議案は、2021年に一度議会に上程され、否決された議案が、精査され、再度上程されたもの。それぞれの施設が建てられた当時の社会状況などから設定された施設利用、使用料に統一性がなかったため、統一のルールをつくったということが、前回と今回の使用料変更の理由と受け止めている。ルールそのものをつくることはいいことだと思うが、施設の目的や利用者はそれぞれ違う。学校の体育館や運動場は、主に子供たちのスポーツクラブ、例えば野球、サッカー、ドッジボール、剣道、空手、少林拳など、対象は子供たち。指導する側も、なるべく負担がかからないよう、月謝を低く設定したり、ユニホームなど必要なものをお下がりできるようにしているスポーツクラブもある。指導者への報酬も少なく、ほぼほぼボランティア状態のクラブもある。それでも、子供たちがスポーツを通じてルール以外のことも学んでほしいと、頑張っている指導者も多い。今回の議案の中には含まれていない減免措置の件も含め、統一ルールに重きを置くのではなく、担当部署以外、実際に現場を見に行くなど、施設の利用状況をしっかりと見つめて考えていただきたい、その思いで反対。</p>
秦議員	健康福祉総合センター	<p>【反対討論】</p> <p>今回の使用料改正の条例改正は、減免の基準が明確でなく、市民や利用者に対して説明をしているところとしていないところがあり、説明が不十分であるため、反対。</p>

発言者	対象施設	質問
尾島議員	魚センター魚加工場	<p>【反対討論】</p> <p>本市は一次産業を基幹産業としているが、今回の魚センター魚加工場の使用料の値上げは、値上げ幅が大きく、直販施設部分が月16万4,030円、レストラン部分月9万7,550円、朝市広場部分12万3,730円、魚加工場部分12万1,930円と大幅な値上げになっております。年間を通しますと、488万6,880円ほど、大きな増額となっております。これについて市は、水産業に幾つかの補助を出し、水産業を守っていますが、今回この料金改定は、値上げの目的はあるにせよ、料金改定は正反対の改正と言わざるを得ない。また、市が力を入れている、地域商社以外の活動にも、今後、多大な影響を及ぼすと思われる。それに加え、個人で経営しているレストランに対しても、多大な影響を及ぼすと思われる。よってこれらの理由で、この改正については、反対。</p>
戸田議員	津屋崎ヨットハーバー	<p>【反対討論】</p> <p>1点目は、今回の公共施設の見直しに当たっての基本方針2について。これは、今回見直しの対象とされた22施設共通の問題。受益者負担の原則をうたっている。使う人と使わない人の差別、差をつけるということで、使う人には負担をしてもらうという考え方。この考え方の行き着く先は、負担をしない人は使えない。これは公共施設にとってあるべき姿とは考えていない。</p> <p>2点目は、今回の使用料は、一定の共通した計算式で、算出されている。経費の問題。この議案を審査した委員会の質疑を見ると、経費の削減の検討はするのかという質疑に対して、検討すると答弁している。さらに、私が3月15日の一般質問の中で、経費の精査を求めた。これに対し、市長は「業務委託料は適正な価格ではないかと思っている。しかし、精査させていただこうと思う。」と答弁している。そもそも精査された経費に基づいて使用料の算出をするというのが当たり前だと思う。</p> <p>3点目は、具体的にその施設を使っている利用者の声。特別に津屋崎ヨットハーバーと福間漁協の係留施設へ説明会を、昨年12月に図書館の二階でやっている。多くの利用者から、今までの利用サービスの問題だとかで、利用料の見直しについては認められないという声が出た。そもそも、利用者との合意形成で使用料を見直すというのが、前回の否決された教訓であったはず。</p>
井手口議員	津屋崎ヨットハーバー 福間漁港	<p>【賛成討論】</p> <p>今回の条例では、実質値上げになり、施設を利用される方には負担をお願いすることになる。一般質問でも明らかになったように、市が行ってきた施設運営には多くの疑問があった。条例施行まで1年間ある。この期間で、施設利用者と市が十分に協議をし、よりよい施設運営ができるように望む。公明党会派として最も問題と考えるのは、施設修繕計画が明確に示されていないという点。施設の老朽化が激しく、安全に利用いただけるのか疑問がある。修繕計画には、多額の費用がかかることも十分に予測される。そのことから、公明党会派として、この議案には、附帯決議をつけている。その附帯決議の内容は、「当該施設の老朽化は著しく、安全政策について、利用者から市へ再三、要望がなされてきた。しかし、いまだ対策について明確な回答がなされていない。以上のことから、条例実施までに、以下の内容を行うこと。一つ、今後の整備計画を明確に示し、利用者、議会に説明すること。」。附帯決議にあるように、施設整備計画を明確に示し、着実に進めることで、利用者に長く安全に施設を利用していただきたい。市は、真摯に附帯決議の趣旨を十分に鑑み、履行していただけることを望んで賛成。</p>